

女性労働通信

発行 女性労働問題研究会 NO.61 2020/11/1

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-1-1 パレスサイドビル9F

(事務局) 株式会社 毎日学術フォーラム

Tel 03-6267-4550 Fax 03-6267-4555

E-mail maf-ssww@mynavi.jp HP <http://ssww.jp/>

<目次>

- ・代表あいさつ……………P1
- ・総会(書面表決)報告……………P2
- ・セミナー報告……………P3
- ・セミナーアンケート報告……………P3
- ・常任委員会・企画編集委員会報告……………P5
- ・「日本学術会議」会員任命への抗声明……………P6
- ・最高裁は非正規差別の待遇改善を放棄……………P7
- ・『女性労働研究』紹介……………P8

コロナ禍が突きつける新しい課題

代表 竹信三恵子

9月20日のオンラインセミナーには多数のご参加をいただき、ありがとうございました。私にとっては代表に就任して初のセミナーでしたが、それが突然のコロナ禍に見舞われ、暗中模索の状態が続きました。それだけに、会員の方々のご協力は心強く、本当に励まされました。

このセミナーをはじめ、コロナ禍は私たちにさまざまな課題をつきつけています。

場所を設定し、そこに人々が集まれば何かが始まる、というこれまでの方法が断たれ、集まるとは何か、人が対面なしで意思を統一していくために何が必要なのか、が日々問われるようになりました。

また、生活のあらゆる局面で、「感染のリスク」を視野に入れてことにあたらなければならなくなりました。

セミナーも、今年は見送るか、または何らかの方法で実施するかで迷い、常任委員会での話し合いの末、情報の保障へ向けてとにかく実施すること、それならオンラインで、という結論になりました。

テーマも、当初はフリーランスという働き方が女性に与える影響について考えようというものでしたが、その後の新型コロナウイルスの感染拡大の中で、急遽、「コロナ禍でのフリーランス女性」にテーマを絞り直しました。

ZOOMなどオンライン会議についてのノウハウも乏しく、若手の会員のご助力を得つつ、「能力開発！」と声を掛け合って一から勉強し直しました。

痛感したのは、ITの知識がないと、私たちは集会などでの情報入手も難しい時代に直面しているということでした。女性労働者の権利保障を考えていく際、IT格差をどう埋めていくかが大きな課題として立ち現れてきたといえるでしょう。

こうした新しい事態に対応するには、さまざまな知識と技能をお持ちの会員の皆さんからのご助言とご提案、ご協力が必要です。今回のご協力に再度、お礼を申し上げますとともに、メールリングリストなども活用し、みなさんのお知恵をお貸しいただけますよう、お願い申し上げます。



SSWWメールリングリストを活用し、情報交換を！

●free@ssww.jp のアドレスに会員に知らせたい内容を書いて送信してください。

チラシや資料を添付することもできます。

●メールリングリストの管理者が、内容をチェックし、問題がなければ配信します。

★メールリングリストに登録ご希望の方は、maf-ssww@mynavi.jpまで連絡をお願いします。

2020年度女性労働問題研究会

総会(書面表決)結果報告について

2020年度女性労働問題研究会総会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け書面表決で実施しました。

9月15日必着で次のとおり集計作業を行い、全議案とも表決者全員の賛成を得て、承認されました。

表決結果は次のとおりです。

1 書面表決数 80人

2 書面表決集計作業

2020年9月26日(土)15時～ かながわ県民センター701ミーティングルームにおいて、立会人3人(本間重子、池田資子、小島八重子)で作業実施。

3 集計結果について

I 2019年度活動・決算報告(案)

賛成 80 反対 0

II 2020年度活動方針案(案)

賛成 80 反対 0

III 2020年度一般会計予算(案)

賛成 80 反対 0

(意見)

○2019年度会計報告でご指摘がありますが、2020年度においても支出オーバーなので、この点は今後どうするのか検討が必要と思われます。

○2020年度予算でいくと繰越金が40万円ほど減りますね。今後も考えると監査報告にもあるとおり、知恵出しが必要ですね。

○役員の皆様の献身に心から敬意と感謝を表します。活動方針(案)5の活性化に向けて1)関連団体との連携をはかるというのがとてもいいと思います。内向きだと活動は広がりません。(でもたいへんですよ)

名誉会員の紹介

女性労働問題研究会の規約には、「第7条(名誉会員等) この会に、名誉会員をおくことができる。」とあります。

過去には、島津千利世さん(名誉代表)、大道俊さん、来栖琴子さん(名誉会員)でした。この間、長い間名誉会員はいらっしゃいませんでした。

橋本宏子会員は、当会の発足から会員として活躍され、新体制準備会にも参加され、91歳を超えた今も企画編集スタッフとして、当会の発展のためにご尽力されています。長年の貢献に感謝します。

この度、総会議案の名誉会員とすることへの承認が得られましたので、橋本宏子会員に「名誉会員章」をお送りしました。

橋本宏子さんから、メッセージ(右参照)が寄せられました。



光栄です

橋本 宏子

(名誉会員)

70年前、民科(民主主義科学者協会の略称)から出発し嶋津宅で継続されてきた「女性労働研究会」は学生時代からずっと私の拠

り処でした。東大史料編纂所の明治文庫で発刊以来の新聞から女子労働者の状況(主として争議など)を拾い出し、紡績工場で監督に反対しての同盟罷業などから当時の労働実態を知りました。また戦前戦後に刊行された社会政策や女性労働に関する文献を読み、紡績工場への調査を実施したり、参加者から現場の報告もされました。私は研究だけでなく、その仲間になろうと卒業後は現場で働く決意をしました。新聞広告応募で何回目かに帝人三原工場で採用されて古い木造寄宿舎の舎監になり、(実習で現場を体験)2交代勤務、15畳に10人も詰め込まれて暮らす若い女性たちの苦しさを知りました。

以降、嶋津先生や友人たちに励まされ、支えられての数十年でした。この70年、女性労働は変貌していますが差別と低賃金はかわらず、問題は山積しています。研究会の活躍に期待します。

第35回 女性労働セミナー★オンライン 報告 鈴木 敏子

コロナ禍に見舞われた今年、女性労働セミナーはオンラインで開催された。テーマ「新型コロナと女性フリーランス〈雇われない働き方〉」の下、4本の報告が用意され、9月20日14時～16時30分、66人が参加した。

出版ネッツ執行委員・フリーランス編集者の杉村和美さんは、フリーランスは労働者性が高いにもかかわらず、NOルール・NOセーフティネットの状態にあり、その矛盾がコロナ禍で露わになったことを出版関連フリーランス対象のアンケートから明らかにした。さらに8月に行った子どもを持つフリーランス16名の聞き取り調査にみられた人権侵害ともいえる状態を通して、法制度の整備や是正に向け、社会全体で声をあげることが求められるとした。

協同組合日本俳優連合国際事業部長の森崎めぐみさんは、フリーランス・芸能関係者がハラスメント防止法の対象でない矛盾、危険な仕事が多い芸能実演家は労災がないので病気やケガをすると預金を切り崩して生活しているなど、NOルールで働いている実態を示した。そこへコロナ禍。日本俳優連の調査では、4月の収入が「50%以下」と「無収入」で6割を超え、39.5%が政府の中小企業向け「持続化給付金」を知らないという実態であった。

金井郁さん(会員、埼玉大学教員)の報告は、現在、女性が約87%と圧倒的多数を占める日本の生命保険営業職の形成過程と特徴につい

第35回 女性労働セミナー★オンライン

テーマ：
新型コロナと女性フリーランス
〈雇われない働き方〉

2020年9月20日(日)14時-16時30分
主催：女性労働問題研究会 (SSWW)

て、韓国との比較も入れた、ジェンダー視点からの興味深い研究によるものであった。

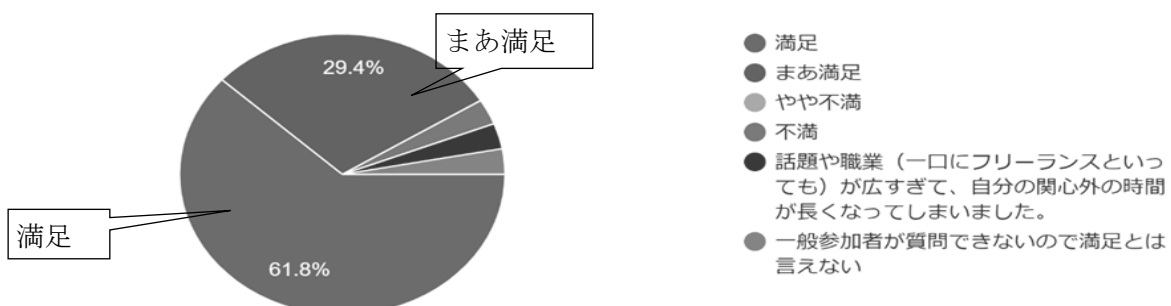
生命保険営業職は自営と雇用の間の性格をもつ正社員で、労働時間に柔軟性があり、ケア役割を果たしやすい。だがコロナ禍では、感染リスクが高い対面営業は縮小せざるを得ず、収入低下にさらされることとなった。

最後の報告は、研究会代表の竹信三恵子さん(ジャーナリスト・和光大学名誉教授)。フリーランスと雇用の境界線がぼやけ始めている、政府はなおフリーランスを「新しい働き方」として推進し、コロナ禍でテレワークが進む、女性は育児などを理由にフリーランスに転向し労働弱者になっている、といった動向を押さえ、労働基本権をフリーランスに保障していくために国内外の取り組みが紹介され、方向性を論じるヒントが与えられた。

「フリーランス」、カッコ良さそうなネーミングであるが、実は労働基本権が脅かされていること、それ故、ジェンダー視点を据えた分析と提起が重要であることを示唆する報告で構成された、内容の充実したオンラインセミナーになった。なお各報告は、来年3月発行の『女性労働研究』第65号に掲載される。

第35回女性労働セミナー★オンラインアンケートから(34件の回答)

1 セミナー全体を通じて
34件の回答

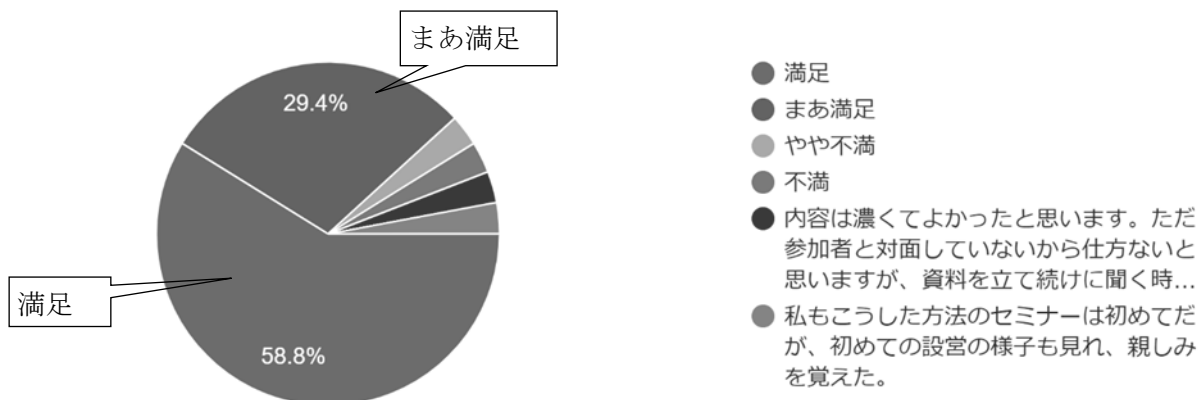


2 全体で印象に残った内容は何ですか（記述） 28件 …記述より抜粋…

- ・フリーランスと言われる方々の実態が少しわかりました。労働相談でも、ツアーガイドの方から何件か相談が寄せられ、こういう部門でも個人事業主とされ、契約書がメールか電話なので、ない状態、というのに驚きましたが、ここまで進んでいること、また法整備の方向が果たして働いている人にプラスになるのか、労働者ではないのか、といった問題点をたくさん感じました。整理されていくことを期待しています。
- ・生コン運送業の運転手というJobがシングルマザーなどに都合よい面をもち、女性が多いというのは新鮮な驚きでした。
- ・フリーランスのセーフティネットのあまりの手薄さと、本来は流動的だったフリーと雇用契約の間のあまりに厳しい線引きの問題点がよくわかった。

3 オンラインでのセミナーの運営について

34件の回答



4 今後のセミナーの運営について 34件の回答

リアルが26.5%、オンラインが23.5%で残りの50.0%は、状況に応じて両方を組み合わせるとの意見が多数でした。…記述から抜粋…

- ・オンラインができない環境の人もいるので、リアル会場を用意し、そこにオンライン中継も入れて、聴講者・発表者ともにリアルまたはオンラインを選べるようにしたらいいと思う。
- ・今回はオンラインだから参加できた（他のシンポジウムと掛け持ちできたし、週末はできるだけ在宅で体力保存したい）という点で、他業務同様コロナ禍で馴染んだ様態です。なので、セミナーはオンラインでもよいかかと。他方、研究会のようなものは対面で行うほうがずっとよく、うまく使い分けるのがよいと思います。

5 その他、お気づきのことがありましたらなんでもお書きください。23件の回答…記述から抜粋…

- ・それぞれの報告が興味深い内容だったので、そのあと、質疑応答や意見交換など、さらに内容を深めることができればよかったと思いました。しかし、オンラインセミナーという条件の下では、これ以上長時間の視聴は難しいので、バランス的にはよかったのかもしれませんが。
- ・地方在住で近年なかなかセミナーに参加できずにおりましたので、参加して多くの情報や刺激を受けることができたのはありがたかったです。ただ、オンラインだと参加者同士の交流ができないのが残念だと、参加者かたがたのお名前をみながら思いました。いたしかたありませんが、企画運営くださった皆様、ありがとうございました。
- ・時間はちょっと長かった、でも、オンラインのおかげで、今まで参加できなかったセミナーに参加できて、よかったです。レジメや資料も見やすかったです。

6 今後取り上げるべきテーマ、研究会活動へのご要望等。17件の回答 …記述から抜粋…

- ・フリーランスについては、もっと様々な側面からの考察が必要だと思います。そもそもフリーランスの働き方や実態・人物像が当事者以外に伝わっていないところで政府の法的保護がなされようとしている状況です。フリーランスの業種は様々ですが、特に労働者性のあるフリーランスの労働者類似・雇用類似についての研究をぜひご検討いただけたらと思います。
- ・テーマ：（１）女性の従事者の多い介護関係の労働（２）非正規公務員（３）大学生の奨学金（様々な形で労働に影響を及ぼしていると思う）（４）風俗産業、セックスワーカー
- ・地方の女性労働者の働き方は年々余裕がなくなってきているように思います。「テーマ」というよりは、地方で働く女性の視点を入れた報告を入れていただければと思います。
- ・グローバル化による生産現場の後進国移転による現地での労働問題。

第1回常任委員会報告

2020年10月10日（土）20時～21時、オンラインで開催、5人全員（竹信・伊藤・小島・池田・佐久間）が参加、概要は次のとおりである。

- 1 総会書面表決結果について＝80人の返信があり全員の賛成で全議案承認された。
- 2 女性労働セミナーについて＝セミナーアンケート集約（P3～P4参照）
- 3 「女性労働通信」61号の発行（11月1日付）
- 4 退会希望会員には連絡し、会員にとどまることが難しい場合は購読会員での協力を要請する。
- 5 企画・編集の報告は別途以下の編集委員会報告を参照
- 6 拡大常任委員会は常任委員会報告をメールで送り、意見を聞くことにする。
- 7 その他
 - 1) 「日本学術会議」抗議声明（6頁参照）は首相官邸のみに送付（10月10日送付済）。マスコミへの送付はしない。MLで抗議声明の拡散（会員の所属する団体や知り合いの団体など）をお願いする。
 - 2) 来年は役員改選期でもある。次期に向けての会の運営（財政・人材など）を常任委員会で案をつくり、拡大常任委員会もふくめ、会員から意見を出してもらう。

（出された意見）

- ・役員体制、編集体制の強化＝アンケートの実施
 - ・財政＝会誌販売（購読会員を増やす）の促進（コロナ禍の中で各種学習会・講演会などがリアルで開催されないなど販売する機会が減っていること）。フリーランスの方が現状の会費を支払うのには無理があるので、購読会員も視野に入れ、会員拡大をはかる。
 - ・積極的な広報の実施
 - ・セミナー、読者会、研究例会などの開催形式を検討する。リアルとオンラインの併合（その場合のテクニックなど専門家の協力など）。集客の宣伝方法の工夫（会員のネットワークの活用など）など。
 - ・次のセミナーとして、会員の横田さんと韓国の労働運動について話している。テーマとしてどうか（竹信さんから提案）。今から準備する。
- 8 次回の常任委員会は、12月上旬に、リアルで実施（12月7日14時～かながわ県民センター707会議室）。

（総務財政 小島八重子）



編集委員会報告

・『女性労働研究』65号の編集状況

2021年3月末発行予定の『女性労働研究』65号は原稿の第一陣が既に届いています。今号の原稿依頼は、新型コロナウイルスの感染防止のため、対面での編集委員会が開けず、アンケートを実施して企画を考えました。

コロナ禍で初めてのオンライン開催となった第35回女性労働セミナーは、9月20日、盛況のうちに終了しました。65号ではセミナー報告を中心に、トピックス、法廷から等の他、定例の企画内容ですが、64号から掲載を始めた会員からの「ニュースレター」には、多くの会員が参加出来るように務めました。

これから、原稿の読み合わせ、校正作業が始まります。編集委員会をどのように開催するかが問題です。集まって討議する方法が決定も速く便利です。しかし、オンライン方式にならざるを得ない現状です。編集委員会は11月3日以降に開催予定です。

（企画編集 池田資子）

会員を増やしましょう！

最近、様々な分野の団体が運営を維持していくことが厳しい状況があります。

当会も会員の定年退職などにより会員数が少しずつ減少しています。

コロナ禍により女性労働者の働く環境が厳しくなる中、女性労働問題を研究し、現場の女性労働者の羅針盤ともなる会の役割はますます重要となっています。

ぜひ、女性労働問題に関心をお持ちの方が身近にいらしゃれば、お声をかけていただければ幸いです。

総務財政担当

菅政権が発足してすぐに実行したのが6人の日本学術会議の会員の任命を拒否したことです。このことに対し、当研究会も加盟している学術会議の社会政策関連学会協議会担当の金井郁会員から抗議声明を出すことへの提案があり、竹信代表、金井会員、伊藤副代表が文案を書き、常任委員会の賛同を経て、拡大常任委員会及び会員の皆さまにお諮りしたところ、多くの方から賛同の声が寄せられました。

次の「抗議声明」は、10月10日に首相官邸に送りました。

「日本学術会議」への学問の自由を侵害する政府の介入に抗議します

私たち「女性労働問題研究会」は、会員に、男女の社会科学系の学会員、研究者、弁護士、ジャーナリスト、公務員、教員、企業の労働者、各分野のフリーランサー、退職者などを擁し、「女性労働、女性問題を科学的に解明することを目的とし、(中略)生涯をとおしたエンパワーメントをめざす」(規約第3条より)70年の歴史をもつ研究団体です。

女性労働問題研究と関係が深い「社会政策学会」の会員が多いことから、「日本学術会議社会政策関連学会協議会」に登録し、担当委員を送っています。

このたび、菅首相が日本学術会議選考委員会の議を経て推薦された次期会員のうち6人の任命を、理由も示さず拒否をしたことには、怒りを禁じ得ません。

日本学術会議の会員の任命に総理大臣が監督権を行使し、意のままにするということでは、日本学術会議はもはや政府に対して提言し、勧告する独立した機関としての性格を失ってしまいかねません。そのような事態を招く今回の措置は、日本学術会議の存続を危うくし、学問の自由を脅かすことにつながるものです。学問は本来、批判的性格を持つものであり、それでこそ独立した提言も成立することができると私たちは認識しています。

さらに当研究会は、菅政権の今回の介入が、政府が掲げてきた「女性活躍」の真の実現をも妨げるものと考えます。

現場で働く女性と研究者が連携し、女性の人権にもとづいた働きやすい社会を作ることを目指してきた当研究会は、さまざまな研究活動を通し、女性労働に対する軽視や蔑視を取り払うことなしに女性の活躍はないことを実証してきました。そうした活動は、先入観を排し、忖度なく実態に即した研究ができる自由と、これをもとに率直に政府に政策提言していける条件の保障なしではありえません。また、そのような研究と提言なしに女性が真に活躍できる政策作りは困難です。

上記の理由から、当研究会は、今回の介入を直ちに取下げていただくよう、強く政府に要請します。

2020年10月6日

女性労働問題研究会常任委員会一同／同研究会代表・竹信三恵子

2020年10月29日付『朝日新聞』朝刊の「論壇時評」に、津田大介氏（ジャーナリスト）は「学術会議任命拒否 500学会の抗議 読んでで思う」で、「日本女性学会（〈4〉）と女性労働問題研究会（〈5〉）の声明は、任命拒否がひいては、女性を含む社会的少数者の置かれた環境や社会的状況の改善を困難にすることを指摘している。ハンガリーやポーランドなど旧東側の権威主義政権がジェンダー研究や女性の権利への攻撃を強めている現状を踏まえればこのことは自明であろう。日本環境教育学会会長声明（〈6〉）も、持続可能な社会の実現に支障を与えると懸念した。この問題は政治と学問の対立ばかり注目されるが、人権やSDGsに関わる話なのだ。」と述べています。

最高裁は非正規差別の 待遇改善を放棄

柚木 康子

(均等待遇アクション21事務局)



10月13日労契法20条裁判で最高裁第三小法廷は大阪医大事件（原告1人）、メトロコマース事件（原告4人）の判決を出した。結果は「不合理とまでは言えない」と2つとも敗訴。

事件を簡単に紹介すると、両事件とも一審敗訴、高裁で一部勝訴となった。大阪医科大事件は高裁で①賞与を正職員の6割支給、②夏期特別休暇（年5日）、③私傷病休職中の一部有給が認められた。最高裁は①と③の双方の上告を受理、②は高裁判決が確定した。

メトロコマース事件では、高裁は労契法20条施行後の住宅手当、褒賞、退職金25%を認めたが、本給、資格手当、賞与（格差支給あり）は棄却、労契法施行前に定年の原告の請求を棄却した。最高裁は退職金のみ上告を受理し、住宅手当、褒賞は高裁判決が確定した。

10月13日両原告団と応援する女たちの呼びかけで12時10分から南門脇で「正義の判決を！」とアピール行動を行い、判決を待った。

▼まさかの敗訴！

13時半大阪医大事件判決から戻る傍聴者の姿が見えたが元気がない、もはや！の懸念が現実となった。弁護団が「不当判決」「非正規格差の実態を見ず司法の役割を放棄」の旗を掲げ、判決を報告した。原告の目が光っていた。女たちはすぐに「最高裁の不当判決を許さない！」「最高裁は恥を知れ！」と声を上げた。

15時メトロコマースの判決から戻ってくる原告が手で×をしているのが見えた。原告4人が南門前で「不当判決」「不服判決」の旗を掲げ、怒

りのコメント。高裁判決は是認できるとする反対意見が一人あることが救いだが、最高裁は人権の砦じゃないのか！これでは最低裁だと原告たちの声を裁判官たちはどう聞くのだろうか。

18時前合同の報告集会が参議院議員会館会議室で開催された。会場では各原告・弁護団による不当判決に対する声明が配布され、弁護団が判決の問題点を解説し、原告が判決への思いを語った。第三小法廷は上告受理し弁論を行ったすべてで高裁判決を棄却したのだ。

▼労働の対価には手を付けず、 手当のみでいいのか！

2日後の10月15日15時郵政ユニオンの20条裁判で最高裁第一小法廷は弁論を行った手当部分をすべて認める勝訴判決を出した。大阪高裁が出した5年基準も消えた。一步前進で、勝利は喜ぶたい。だが郵政裁判も賞与差別は地裁・高裁とも棄却されていた。

最高裁は結局、労働の対価である賃金は正を拒否し、非正規待遇改善を求める法の主旨は実現せず、正規女性の8割以下は公序良俗に反するとした丸子警報器事件判決をも後退させたのだ。

さらに女性は手当支給から排除されることも多く、これは間接差別ではないのかとの思いが消えない。

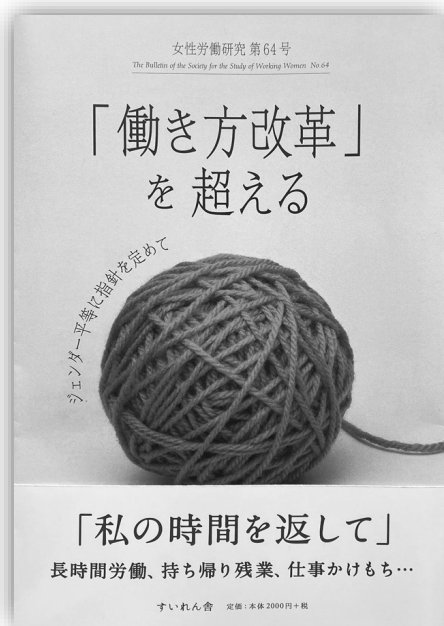
判決は許しがたいが、裁判に挑んでくれた原告たちに感謝したいし、今後とともに均等待遇の実現に向けて歩みたい。

最高裁の判決文は、次のURLで見ることができます。

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/list2?page=1&filter%5Brecent%5D=true

- メトロコマース事件 令和1(受)1190 損害賠償等請求事件
令和2年10月13日 最高裁判所第三小法廷 判決 その他 東京高等裁判所
- 大阪医科大事件 令和1(受)1055 地位確認等請求事件
令和2年10月13日 最高裁判所第三小法廷 判決 その他 大阪高等裁判所
- 日本郵便3事件
 - ・令和1(受)794 地位確認等請求事件
令和2年10月15日 最高裁判所第一小法廷 判決 その他 大阪高等裁判所
 - ・令和1(受)777 地位確認等請求事件
令和2年10月15日 最高裁判所第一小法廷 判決 その他 東京高等裁判所
 - ・平成30(受)1519 未払時間外手当金等請求控訴, 同附帯控訴事件
令和2年10月15日 最高裁判所第一小法廷 判決 棄却 福岡高等裁判所

『女性労働研究』第64号発売中



発行日:2020年3月30日

編集・発行:女性労働問題研究会

発売:株式会社すいれん舎

定価 2000円＋税

『女性労働研究』をぜひ広めてください。

コロナの影響で学習会・勉強会などの機会が減り、会誌の販売が進んでいません。

会誌の販売にご協力いただける方の連絡をお待ちしています。

会員の皆さまの取り扱い、会員価格となります。

▼事務局まで連絡いただければお送りします。

電話

03-6267-4550

メール

maf-ssww@mynavi.jp

「働き方改革」を超える

—ジェンダー平等に指針を定めて—

(巻頭) 国家戦略としての働き方改革と女性労働 /中野 麻美

(特集) 女性の労働時間と「働き方改革」

○企業ファースト化する日本と女性の労働時間

—過労死のジェンダー分析への試論として— /竹信三恵子

○女性教職員の実態からみる教職員の長時間過密労働

/山本乃里子

○女性と副業—「仕事のかげもちアンケート」から見えてきた実態に関する分析—

/飯島 裕子

○ディーセントワークの実現にむけた賃金と労働時間の展望

—SDGsとの関連で—

/中澤 秀一

(特別企画) 女性労働問題研究会創立70周年

○女性労働問題研究会70周年特別企画に寄せて

/橋本 宏子 伊藤 セツ

○女性労働問題研究会年表

○『女性労働研究』総目次 No.40～No.50

バックナンバーもあります。

第63号 #Me Tooの先へ —ジェンダー権力に亀裂を入れる—

(巻頭) 新しい階級社会と女性労働

(特集1) 働く場のセクハラ:日本の「常識」=世界の非常識

(特集2) 2018年問題と女性労働

第62号 「職業としての介護」を問う グローバル化の陥穽

(巻頭) ローマで働くフィリピン人男性移住家事・介護労働者の職業観とジェンダー

(特集1) 介護における女性労働の行方—グローバル化と揺らぐ準市場

(特集2) 女性活躍推進法と女性労働の実態

第61号 働く場のリアル 「女性活躍」と言わせない

(巻頭) 日本型雇用と女子の運命

(特集1) 「同一労働同一賃金」を問う

(特集2) 「働き方改革」と女性

第60号 生きる場の再構築 一 家族、仕事とそのリスク—

(巻頭) 女性労働問題研究会の変遷と独自性・存在意義・今後の展望

(特集1) 貧困と女性労働

(特集2) 女性の自営的働き方のいま